

# 野焼きルール のお知らせです!!

健康や生活環境への支障を防ぐため

## 野焼きは原則禁止です!

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、野焼き(焼却処分)は一部の例外を除き、禁止されています。

野焼きは  
火災と隣合わせ  
です!



## 野焼きの一部例外とは!

●農業を営むためにやむを得ない焼却(農業者が行う刈り取った草や稲わら等の焼却)

上記の行為は、例外とされていますが、まずは野焼きを行わない処分方法(農業残渣のたい肥づくり等)を検討し、やむを得ず野焼きをする場合は、次のことを守り、火災の発生防止に努めてください。

### 守るべき事項

#### ①農業上であっても焼却が認められていないものがあります。

- 廃プラスチック(苗箱など)、廃ビニール(マルチ・肥料袋など)などの廃棄物の焼却
- 剪定枝の焼却
- 大量の黒煙、有毒ガスや悪臭が発生し、周囲に影響を与える焼却

#### ②実施に際してのお願い事項

- 周囲の住宅には声掛けや回覧などで周知する。
- 周囲の住宅環境に配慮して、苦情が出ないように努める。
- 苦情があった場合は、適切に対処する。

#### ③留意事項

##### 【実施前には】

- 消防署へ事前に届け出る。(火災とまぎらわしい行為の届出書)
- 風が強い日、空気が乾燥している日は、燃やさない。
- 一人では行わず、必ず複数の人と協力して行う。
- 周囲に可燃物や燃えやすい物がある場所では行わない。
- 一度に実施するのではなく、小規模で少しずつ分けて行う。
- 延焼防止のため速やかに消火できる水バケツ、ジョウロ、スコップなどの消火用具を準備する。

##### 【実施中では】

- 風が強くなった場合、風向きによって周囲に影響がある場合は、中止する。
- 火が消えるまで離れない。

##### 【実施後は】

- 火が消えたことを必ず確認して、現場を離れる。



生駒市消防本部 予防課

生駒市地域活力創生部 環境保全課 農林課